

社会保険労務士法人山口事務所

人事労務に関する実務上のポイントや最新情報をタイムリーにお伝えします。

今回のテーマ

【デジタル給与】

- 1 デジタル給与とは
- 2 導入までの流れ
- 3 導入における注意点と検討事項

1 デジタル給与とは

2023年4月1日に賃金のデジタル払い、いわゆるデジタル給与が解禁となります。デジタル給与とは、労働者に支払う給与の全額または一部を電子マネーやスマートフォン決済アプリを利用して支払う制度で、〇〇ペイ等といった名称の決済サービスに直接給与を振り込むことができるようになります。

賃金については原則として労働者へ直接通貨で支払うことが定められており、例外的に労働者の同意を得た場合に銀行等の金融機関口座へ振り込む等の方法で支払うことが認められていますが、4月1日以降はこれらの方法に加えて、労使協定の締結や労働者の同意等、一定の要件のもと、厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者（〇〇ペイ等を運営する会社）の口座・アカウントへ支払うことが認められます。なお、原則出金が不可能な Suica などのプリペイド式の電子マネーは対象とはなりません。

4月1日から資金移動業者が厚生労働大臣へ指定申請を行えるようになり、審査を通過した資金移動業者の中から利用する取扱資金移動業者を選択してデジタル払いを行うこととなります。厚生労働省のホームページにある Q&A によると指定審査は数ヶ月程度かかる見込みとありますので、実際にデジタル払いができるようになるのは4月よりも少々先になります。なお今回制度化されたデジタル給与においては、仮想通貨や現金化できないポイントでの支払いは認められていません。

資金移動業者の口座への賃金支払（賃金のデジタル払い）について（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyoyou/03_00028.html

担当：望月

2 導入までの流れ

会社がデジタル給与を導入する場合、以下の対応が必要になります。

①就業規則（賃金規程）への記載

賃金の支払いに関し、労働者が同意した場合は、厚生労働大臣が指定する資金移動業者への資金移動により支払う旨を規定します。

②労使協定の締結

労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、ない場合は労働者の過半数を代表する者と労使協定を締結する必要があります。労使協定には、賃金のデジタル払いの対象となる労働者の範囲や取扱指定資金移動業者の範囲、口座振込等の実施開始時期等を記載します。

③労働者への説明、本人の同意

留意事項等を労働者に説明し、労働者の個別の同意を得る必要があります。

個々の労働者は、説明を受け、制度を理解した上で、同意書にデジタル払いで受け取る賃金額や資金移動業者口座番号、代替口座情報等を記載して会社に提出します。

また、従来から認められていた賃金の支払い方法（預貯金口座または証券総合口座への支払い）も併せて選択できるようにすることが必要です。

会社は、労働者が指定する口座が賃金支払口座として認められている口座であることを厚生労働省が公表する指定資金移動業者一覧を確認の上、資金移動を行います。

担当：高橋

3 導入における注意点と検討事項

デジタル給与を導入することにより、労働者は賃金の受け取り方法の選択肢が増え、「毎月の給与の〇万円をデジタル給与」といったように、利用している決済サービスへの振込が可能となることで、利便性が向上するでしょう。会社は労働者ニーズに対応出来ることや企業イメージの向上、新たな雇用機会の獲得につながる事が考えられます。

一方、デジタル給与を導入することで、会社は給与支払の管理が煩雑になることが考えられます。実務的には、口座残高上限額が100万円以下に制限されることもあり、給与の一部をデジタル給与で支払うことが想定されますので、今までの給与振込用口座に加えて、新たにデジタル給与用の振込口座の2つを管理する必要があります。単純な業務工程の増加に加え、現在使用しているシステムがデジタル払い

に対応できるかも懸念点となります。

さらに、労働者が指定する決済サービスとの連携や新たなシステム、外部システムを導入することで、今まで以上にサイバー攻撃のリスクは高まるため、セキュリティ管理の強化が必須です。また、資金移動業者の経営破綻や決済サービスへのハッキングのリスクもありますので、労働者自身も資金管理やリスクに備えることが求められます。なお、資金移動業者の破綻時の保証機関による弁済制度や、不正出金等の場合に一定の損失補填を行う仕組みを設けることが資金移動業者には求められています。

キャッシュレス決済サービスが徐々に浸透してきた現在、デジタル給与の解禁により、〇〇ペイ等の決済サービスへの振り込み需要は一定程度あると考えます。導入にむけて、会社の準備作業は容易ではありませんので、早めに導入体制を整備することが望まれます。

担当：平尾

お知らせ / ご案内

4月から雇用保険料率が改正となりますので、給与計算の際はご注意ください。

【被保険者負担率】

一般の事業：5/1,000→6/1,000

農林水産・建設等の事業：6/1,000→7/1,000

<https://www.mhlw.go.jp/content/001050206.pdf>

作成

内容に関するお問い合わせは山口事務所まで

社会保険労務士法人山口事務所

〒150-0002

東京都渋谷区渋谷 2-1-6 青山エイティーンビル 2階

TEL：03-6427-1191 FAX：03-6427-1192

Homepage：<https://www.ys-office.co.jp> Facebook：<http://www.facebook.com/ysoffice>



社会保険労務士法人 山口事務所
Labor and Social Security Attorneys' Firm Yamaguchi Office